

# 平成28年度行政監査結果報告書の概要

平成29年3月28日 福島県監査委員事務局

## 1 監査の概要

【テーマ】 「防災体制の整備状況について」

【目的】

平成23年の東日本大震災や新潟・福島豪雨は本県に甚大な被害をもたらしたが、その後も全国において、平成26年の豪雪、広島市で発生した土砂災害及び御嶽山の噴火等の自然災害が多発している。

こうした近年の災害対応の教訓を踏まえ、県では、地震・津波災害、風水害、雪害及び火山災害等について、地域防災計画の見直しを行い、本年度新設された県庁北庁舎に危機管理センターを整備するなど、防災体制の強化を図ってきている。

については、県の災害対策本部組織、関係機関との連携・情報連絡及び防災訓練等、県の防災体制が適切に見直され、有効に機能するものとなっているかを監査し、防災体制の更なる整備促進に資する。

【監査対象】

○防災体制：東日本大震災以降見直されたソフト的な予防・応急対策に係る県の防災体制

福島県地域防災計画の一般災害対策編及び地震・津波災害対策編の修正

①東日本大震災の教訓を踏まえた見直し（平成24年度及び平成25年度）

平成24年10月に県がまとめた東日本大震災に関する福島県の初動対応の課題や、国の災害基本対策法の改正等を反映。

→初動対応、津波対策強化等

②全国の災害発生等を踏まえた見直し（平成26年度及び平成27年度）

平成26年の豪雪災害、広島土砂災害、御嶽山噴火災害等の近年の災害対応の教訓に基づく法改正や、避難勧告等に関する国ガイドラインの改正等を反映。

→雪害・土砂災害・火山災害対策、避難勧告等の判断等



主要な対策として抽出した項目を県防災計画の構成を基にして防災体制ごとに分類

「監査対象の防災体制、関係項目」(8体制24項目、別表参照)

1. 県の応急活動体制(関係3項目)、2. 災害情報の収集伝達体制(関係3項目)、
3. 避難体制(関係6項目)、4. 物資の調達・供給体制(関係3項目)、
5. 医療救護体制(関係1項目)、6. 緊急輸送体制(関係1項目)、
7. 雪害・火山災害防災体制(関係5項目)、8. 防災訓練体制(関係2項目)

○機関：対象となる防災体制の業務を所管する県所属19機関

※県防災計画に記載された担当所属及び事前調査の回答を基に、部局及び地域バランスを考慮し選定。

本庁：12総室等(財務総室、危機管理総室、地域づくり総室、生活環境総室、保健福祉総室、生活福祉総室、観光交流局、森林林業総室、企画技術総室、道路総室、河川港湾総室、警察本部)

出先：7公所(県中地方振興局、会津地方振興局、相双地方振興局、県中保健福祉事務所、県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所)

関係人調査：5市(福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、相馬市)

3団体(福島県老人福祉施設協議会、福島県石油業協同組合、公益社団法人福島県トラック協会)

別表 監査対象の防災体制、関係項目

| 防災体制                  |                                   | 関係項目                                   |
|-----------------------|-----------------------------------|--|
| 1 県の応急活動体制            |                                   | ①原子力班、プロジェクトチームの設置                     |
|                       |                                   | ②時系列行動計画の整備                            |
|                       |                                   | ③災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置          |
| 2 災害情報の収集伝達体制         |                                   | ④市町村への情報連絡員(リエゾン)の派遣                   |
|                       |                                   | ⑤ホットライン方式による情報収集                       |
|                       |                                   | ⑥あらゆる手段を尽くした情報収集                       |
| 3 避難体制                | (1)広域避難への対応                       | ⑦市町村域を越える県内外への避難の調整                    |
|                       |                                   | ⑧入院入所者の広域避難の連絡調整                       |
|                       | (2)避難勧告等の発令・周知(水害・土砂災害・高潮災害・津波災害) | ⑨市町村が行う避難勧告等の判断基準策定への助言                |
|                       |                                   | ⑩市町村が行う避難勧告等への助言                       |
|                       |                                   | ⑪土砂災害危険箇所等の周知                          |
| ⑫土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表 |                                   |  |
| 4 物資の調達・供給体制          |                                   | ⑬北海道・東北各県等との応援物資調達の協定                  |
|                       |                                   | ⑭県石油業協同組合との燃料確保の協定                     |
|                       |                                   | ⑮県倉庫協会等との物資供給拠点の協定                     |
| 5 医療救護体制              |                                   | ⑯「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」及び「災害派遣福祉チーム」に係る調整 |
| 6 緊急輸送体制              |                                   | ⑰緊急通行車両の通行ルート確保のための広域的な見地からの指示         |
| 7 雪害、火山災害防災体制         | (1)雪害対策                           | ⑱雪害予防体制の整備                             |
|                       |                                   | ⑲豪雪による車両の立ち往生、孤立した集落等に対する連携・情報提供       |
|                       | (2)火山災害対策                         | ⑳吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会の設置               |
|                       |                                   | ㉑住民、登山者及び観光客等に対する周知・啓発                 |
|                       |                                   | ㉒登山届等提出の周知・啓発                          |
| 8 防災訓練体制              |                                   | ㉓火山防災訓練の実施                             |
|                       |                                   | ㉔津波防災訓練における県、市町、関係機関の相互連携              |

## 2 監査委員意見の概要

○本県では、東日本大震災やその後全国で発生した大規模な災害の教訓等を踏まえ、平成24年度～平成27年度に県防災計画を4回修正して初動対応や各種災害対策等を見直し、防災体制の強化を図っている。

○これにより見直された主な防災体制(8体制24項目に分類)について、その整備状況を監査した結果、各関係項目の実施体制に係る規程、要綱・要領、マニュアル、関係団体との協定及び協議会等が、おおむね適切に整備されていると認められた。

なお、各体制において個別に検討改善を要する点は以下のとおり。

| 防災体制(8体制)         | 検討改善を要する点(要約)  |
|-------------------|--|
| 1 県の応急活動体制について    | <p>(1)初動対応における職員の動員について、県防災計画、業務継続計画及び職員行動マニュアル等により、勤務時間外に大規模災害が発生した場合等の参集体制がおおむね整備されているが、連絡網の整備、登庁時の場所・交通手段の把握及び教育・訓練等について十分でない点が見受けられた機関においては、整備に努められたい。</p> <p>(2)災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置について、警察本部として合同調整所への要員派遣に係る規定が整備され、必要な訓練も実施されているが、設置に係る連絡調整について明示されていないため、設置主体に関する定めについて県本部及び関係機関で協議して決定することが望まれる。</p> |
| 2 災害情報の収集伝達体制について | <p>(1)県リエゾンの派遣について、指定職員、派遣基準及び活動内容等が定められ、指定された職員の教育・訓練も実施されている。県本部から派遣する場合、状況に応じてその都度選定することとされているが、緊急時に備え、職員の選定方針等を予め定めておくことが望まれる。</p> <p>(2)災害発生直後に、市町村長と直接連絡を行うホットライン方式の情報収集について、連絡先一覧を作成し情報収集体制が整備されているが、平成26年1月以降未更新で細かい不備が見受けられたので、連絡先の定期的な更新を行い、関係機関による当該体制の共有に努められたい。</p>                                       |
| 3 避難体制について        | <p>市町村が行う避難勧告等の判断について、危機管理総室が把握する各市町村の判断基準策定の進捗状況等の情報が、市町村への助言機関に指定されている河川港湾総室や建設事務所と十分に共有されていない。</p> <p>市町村が策定したマニュアルやその進捗状況等を危機管理総室と河川港湾総室・建設事務所と共有し、避難勧告等の判断における市町村の分析力の向上に資するための情報提供や研修の実施を検討するなど、技術的な助言の充実が望まれる。</p>  |
| 4 物資の調達・供給体制について  | <p>「災害時等における緊急物資の受入れ、管理・保管及び配送等に関する協定書」について、県・市町村物流施設の開設・運営業務の実施が困難なため、県トラック協会から見直しを要請されていることから、県倉庫協会及び県トラック協会との協定における業務の範囲、特に、物資の受入れ、仕分け、保管・管理及び出庫業務における各団体と県の業務分担を再確認し、必要に応じた協定の見直しを考慮する必要がある。</p>   |
| 5 医療救護体制について      | <p>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣等について、国のマニュアル等により全国の枠組みでの活動体制がおおむね整備され派遣実績もあるが、福島県独自の活動マニュアルについては、今後整備する予定であり、DPATの派遣実績等を踏まえながら、災害派遣医療チーム(DMAT)や自衛隊との連携等について検討を進め、作成することが望まれる。</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 6 緊急輸送体制について      | 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から行う指示について、具体的な想定や業務の流れを県災害対策本部の関係マニュアルに記載し、県災害対策本部と関係機関による共有に努められたい。  |
| 7 雪害、火山災害防災体制について | <p>(1)豪雪による立ち往生車両が発生した場合、県災害対策本部が市町村及び協定締結先等と連携して、ドライバー向けの避難所設置や食料の提供について全県的に対応することとしている。この対応の仕組みについて、会津地方の関係機関と情報共有しているが、県内各地域において市町村等の関係機関と共有することが望まれる。</p> <p>(2)吾妻山、安達太良山、磐梯山について、各火山防災協議会等を設置して機動的に運営する体制が整備されているが、今後、関係市町村による避難計画の策定ができるだけ早く進捗するよう、各火山防災協議会の積極的な運営が望まれる。</p> |
| 8 防災訓練体制について      | <p>(1)火山防災訓練について、福島市により避難計画が策定された吾妻山で実施されているが、安達太良山及び磐梯山では避難計画策定後とされており、関係市町村による避難計画策定の進捗状況を踏まえながら、早期に実施することが望まれる。</p> <p>(2)津波防災訓練について、地元市町、防災関係機関及び地区住民等の参加を得て、車道上の放置車両の撤去等も想定し、避難を中心とした実働型の訓練を実施しているが、昼間時の訓練において冬期・夜間の想定を行うなどの工夫を加え、より実践的な訓練の実施が望まれる。</p>                       |

【終わりに】

○防災体制については、今後起こりうる様々な災害に対応するため、過去の大規模な災害の教訓等を基に、可能な限り計画・マニュアル等により整備し、後世に引き継いでいくことが重要である。また、災害に対する備えに完成はなく、防災体制を不断に見直し、改善を図っていくことが望まれる。

○県においては、引き続き、全庁が一丸となって、こうした体制の整備を推進するとともに、市町村及び関係機関等との連携を強化し、県民と一体となって地域防災力の向上に努め、県民の安全と安心の確保に取り組まれることを期待する。